

麻績村福祉避難所

開設・運営マニュアル

令和3年5月

麻績村

はじめに

1 マニュアルについて

地震など、過去の大規模な災害では、直接の被害でなく、厳しい避難生活を強いられたことにより、健康を害し死亡に至る災害関連死も多く報告されています。

そのため、高齢者や障がい者など、避難生活に特別な配慮を必要とする方々には、それに対応できる支援体制を有する「福祉避難所」の体制整備が求められているところです。

麻績村においては、保育園のほか「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」等に基づき、災害発生時に社会福祉施設等に特別な配慮を必要とする方の受入れについて協力を要請することとしています。

本マニュアルは、災害時に福祉避難所が円滑に開設・運営できるよう、平常時における取り組み及び災害時における取り組みについて示しており、福祉避難所の開設から封鎖までの基本的な事項を掲載してあります。

2 福祉避難所とは

福祉避難所は、高齢者、障がい者、妊産婦、病弱者等で、身体等の状況が一般の避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする方（以下「要配慮者」という。）を受入れるための避難所です。

なお、福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として利用することはできません。

3 対象となる方

高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難生活において特別な配慮を必要とする方で、介護保険施設や医療機関に入所・入院するに至らない程度の方とその家族※¹が対象です。

なお、福祉避難所に位置付けられた施設においては、普段からの入所者・通所者がいるため、対象となる方全員を受け入れることが困難である場合には、より必要性の高い方から順次避難していただくこととなります。

また、対象となる要配慮者は精神的に不安定になることが考えられるため、介護等にあたる最低限の家族（介護者）※¹の受入れについても配慮します。

避難者への最低限の生活支援は公平に行います。また、要配慮者の特別なニーズについては、個別に対応します。

4 対象となる施設

No.	施設名	所在地	電話番号
1	特別養護老人ホームサンライフ おみ	麻績村麻2117番地1	0263-67- 4555
2	デイサービスセンターみづき	麻績村麻2787番地	0263-67- 3099
3	認知症グループホームてとと 和合	麻績村日4769番地1	0263-67- 1185
4	グループホームあやめ	麻績村麻3612番地	0263-87- 3066
5	麻績保育園	麻績村麻1252番地	0263-67- 2143

平時における取り組み

1 福祉避難所の物資等の確保

(1) 物資・器材の確保

村は、施設管理者と連携し、福祉避難所における必要な物資・器材の備蓄を図ります。

- ・介護用品、衛生用品
- ・飲料水、要配慮者に適した食料、使い捨て食器、毛布、タオル、紙おむつ、下着、衣類、電池
- ・携帯トイレ（主として洋式便器で使用）、ベッド、担架、パーティション
- ・車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具等の補装具や日常生活用具等
- ・停電時に備えた発電機等
- ・点字や掲示板、絵等で情報を伝達するために必要な用具やヘルプカード

(2) 支援人材の確保

村は、専門的人材の確保に関して支援の要請先のリストを整備するとともに、災害時において人的支援を得られるよう、平常時から関係団体等と連携を図ります。

- ・自治体間の相互応援協定による職員派遣
- ・関係団体・事業所からの人的支援

(社会福祉協議会等の関係機関、社会福祉施設の職員やそのOB、障がい者・高齢者等の支援団体、専門家・専門職能団体等)

- ・ボランティアの受入れ

(3) 移動手段の確保

一次避難所から福祉避難所への移送、又は福祉避難所から緊急での医療機関や、より専門的な施設への移送に関しては、原則として当該対象者の介助者（家族や支援者等）が行うものとしますが、介助者による移送が困難な場合に対応するため、村は、要配慮者の状態に適した移送手段を可能な範囲において確保できるよう検討しておきます。

(4) 周囲の状況把握（施設周辺及び施設内の点検）

施設内外の点検、施設周辺道路や近隣施設の状況等を把握し、災害発生時を想定した中で、生活必需品等の受領場所や病院等への経路の安全確認などを行います。

2 福祉施設、医療機関との連携（連絡先等の確認）

避難者の状態の変化等により、専門的なケアや医療が必要になり、専門的な施設への緊急入所や医療機関への移送が必要になることが想定されます。

このため、他の福祉施設や医療機関への連絡調整の窓口、要請手順も確認しておきます。

3 運営体制に係る事前準備

災害時に、速やかに福祉避難所の開設及び運営ができるよう、あらかじめ福祉避難所開設責任者等を指定するなどの体制を整えます。また、避難者への対応は、施設職員、要配慮者の家族、ボランティア等が互いに協力して対応にあたることとなるため、それぞれの施設の実情に応じた役割分担等をあらかじめ検討します。

4 福祉避難所の開設・運営訓練等の実施

福祉避難所の開設・運営訓練については、発災から福祉避難所の開設、運営までの具体的な手順を確認できるような内容で実施します。訓練を通じて、手順や資機材等を検証し、その改善や充実に役立てます。福祉避難所運営に関わる職員以外にも、要配慮者及びその家族、支援者、地元の自治会や自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会等の幅広い関係者が参加する訓練を行うことも検討します。

災害時における取り組み

1 福祉避難所の開設

(1) 福祉避難所の開設及び要配慮者の受入れ

ア 村災害対策本部は、災害が発生した場合において一次避難所等に避難した者の中で福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、施設の被災状況や受入体制等を確認（様式1）した上で、避難者の受入可能な施設に対して福祉避難所の開設要請（様式2）を行います。

イ 福祉施設は、福祉避難所の開設の可否を判断するため、災害発生後、施設の開所状況に応じて、受入れの可否を決定し、村災害対策本部に回答します。

ウ 福祉避難所の開設が決定した後、村災害対策本部の要請に基づき、避難者の受入れを開始します。

《避難者の受入要請について》

村災害対策本部が、対象者の身体の状態、要介護状態区分、障がいの種類や程度、介助者の有無、他の避難者に対して与える影響などを踏まえ、避難所における避難生活が著しく困難であると判断した場合に、家族と本人の同意を得て、福祉避難所に対して受入協力要請書（様式3）に別表の心身の状況等を記入し受入れ要請を行います。

福祉避難所には、一次避難所では生活することが著しく困難な要配慮者を優先して受入れる必要があることから、原則として村災害対策本部からの要請以外の避難者を受入れないようにします。

○村災害対策本部住民部による調整

高齢者や障がい者、妊婦・乳幼児といった要配慮者の特性に応じて、福祉避難所に位置付けている施設に対して、受入れの要請と受入れ可能な人数を確認し、各福祉避難所の受入れ対象者を調整します。

○福祉避難所への受入れ決定と移送

住民部では、受入れについての調整状況と結果について、村災害対策本部を経由して一次避難所へ連絡します。福祉避難所への移送は、原則として当該対象者の介助者（家族や支援者等）が行うものとしますが、介助者による移送が困難な場合には、ボランティアや住民部等が連携して行います。また、施設で移送手段が確保できる場合には、一次避難所から福祉避難所への移送に協力するよう努めます。

(2) 福祉避難所の開設期間

災害救助法が適用された市町村の場合には、福祉避難所の開設期間は、内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、原則として、災害発生の日から7日以内となっています。

しかし、7日間たっても、福祉避難所を閉鎖することが困難な場合、村は県を通じて内閣府（防災担当）との協議により開設期間を延長します。

2 福祉避難所の運営体制の整備

(1) 担当職員の配置

ア 村は、福祉避難所を開設した場合、福祉避難所担当職員を配置し、避難所運営にかかる総合的な調整業務を行います。

イ 施設は、生活相談員を配置し、要配慮者からの相談等に応じます。

3 福祉避難所の運営

(1) 名簿の作成・管理

ア 福祉避難所では、福祉避難所の避難者の名簿（様式4）を作成し、随時更新します。

イ 福祉避難所は、避難者に退所があった場合、可能な限り転出先を確認して記録します。

ウ 福祉避難所は、名簿の整理及び集計を行い、避難状況報告書（様式5）を村災害対策本部に提出します。

エ 福祉避難所は、避難者が公開を望んだ場合、避難者名簿の住所氏名を福祉避難所受付窓口に掲示します。

《ボランティアによる支援》

福祉避難所の運営状況から判断し、スタッフに不足が生じる場合は、人材支援依頼書（様式6）を作成し、村災害対策本部や、災害ボランティアセンター（麻績村社会福祉協議会）に人材の派遣を要請します。又、要請する際には、必要な派遣人数や具体的な活動内容を記載します。

〔ボランティアの仕事の例〕

- ・介護活動の補助
- ・清掃及び防疫活動の補助
- ・筆談、館内放送などの情報伝達への支援協力
- ・資機材の運搬、配分活動の支援
- ・その他、危険を伴わない軽作業への協力

(2) 食料・水、物資の配給

- ア 食料・水、物資の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行います。
また、乳幼児には粉ミルクや離乳食、高齢者にはやわらかい食事等、特別な要望については個別に対応します。
- イ 福祉避難所で不足する食料・水、物資は、内容及び数量を取りまとめて、村災害対策本部へ提出します。(様式7)
- ウ 食料・物資の要請に当たっては、必要な量を的確に把握し、余剰食料や物資が発生しないよう注意します。

(3) 食料・物資等の管理

- ア 福祉避難所は、要請した物資が搬送されたら物資管理簿(様式8)を記載し、的確に管理保管します。

(4) トイレに関する対応

- ア 村は、施設内トイレの状況に応じて、仮設トイレを設置します。
車いす対応等、要配慮者が利用しやすい仮設トイレ等の確保に努めます。
- イ トイレなどの清掃、トイレトペーパーや手洗い消毒液の補充・点検などの衛生管理を行います。避難者の中で手伝える人がいれば協力を依頼します。
- ウ 仮設トイレのくみ取りは、状況を見て早めに要請します。

(5) ごみに関する対応

- ア 施設管理者と協議の上、ごみの集積場所を指定し、張り紙等により周知します。
- イ 集積場所は、近隣に配慮するとともに、直射日光が当たらない場所にします。
- ウ ごみは、避難者各自が可燃ごみ、不燃ごみなどに分別し、所定の場所へ整然と置くよう指示します。

(6) 防疫等に関する対応

- ア 避難者の健康状態に目を配るとともに、食中毒や感染症が流行しないように、避難者の協力を得てごみ処理や防疫に注意します。
- イ 手洗い、うがい等を励行します。
- ウ 施設内の換気をこまめに行い、避難者は他の避難者と2メートル以上距離を開け、密接した状態で会話をしないなどを徹底します。
- エ 福祉避難所でのマスクの着用を徹底します。

- オ 風邪や下痢などの理由で体調を崩している人を把握します。
- カ 食中毒予防のため、配給食は必要以上に保管しないようにし、配った食品は早めに食べていただくよう呼びかけるとともに、残ったものは回収します。
- キ 食中毒や感染症の発生の疑いがある場合は、早急に村災害対策本部に通報します。

(7) 情報提供

ア 避難者が必要とする情報

福祉避難所は、避難者が必要な情報について収集し、多様な手段で提供します。

また、避難者が必要とする情報は、時間の経過に伴い変化していくことから、避難者の必要性に即した情報を的確に提供します。

〔提供情報の例〕

- ・被害、安否情報
- ・医療、救護情報
- ・余震、天候情報
- ・生活物資情報
- ・ライフライン、交通機関復旧情報
- ・生活再建情報
- ・長期受け入れ施設に関する情報など

イ 情報の収集方法

村災害対策本部からの情報（防災行政無線、避難所での掲示、ホームページ、防災メールなど）や、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等で公開されている情報を収集します。

ウ 情報の周知

収集した情報を整理し、必要な情報を明示して、掲示板や放送等あらゆる手段を用いて提供します。

4 福祉避難所における要配慮者の支援

(1) 要配慮者の支援

ア 福祉避難所は、村災害対策本部と連携して、要配慮者の健康状態、必要なサービスの状況などを把握します。

イ 福祉避難所は、障がい者や高齢者などが生活する上での障害をできる限り取り除き、避難所の環境整備に努めます。

ウ 福祉避難所では、要配慮者それぞれの配慮事項に応じた対応を図り

ます。

(2) 福祉サービスの提供

福祉避難所は、要配慮者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も継続的に受けることができるよう調整を行うこととします。

(3) 相談対応

生活相談員（避難者に対して生活支援、心のケア、相談等を行う上で専門的な知識を有する者）などにより、避難者からの相談等に応じるとともに、福祉避難所で対応ができないニーズについては、村災害対策本部に要請します。

(4) 緊急入所等の実施

ア 福祉避難所は、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応するため、村災害対策本部に情報提供を行う等連携を図ります。

イ 福祉避難所は、要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、村災害対策本部と連携し医療機関に移送します。

5 福祉避難所の閉鎖

村は、福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出た場合は、福祉避難所の統廃合を図ります。

村は、福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため、避難している要配慮者及びその家族等に対して十分に説明します。

村は、避難している要配慮者が退所し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を閉鎖します。（様式9）

6 福祉避難所の費用負担

村の要請により福祉避難所を開設した場合には、福祉避難所の設置・運営にかかった費用は協定に基づき村が負担します。村が負担すべき費用について、協定に基づき請求ができるように、運営経費について書類を整理するとともに、報告書類（様式10）、請求書類（様式11）を作成し、村へ提出します。

別表（要配慮者の状況調査）

1. 身体状況1（寝たきり度）

生活自立	ランクJ	<p>何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており、独力で外出できる</p> <p>（何らかの身体的障害等（疾病、障害及びそれらの後遺症、あるいは老衰により生じた身体機能の低下）を有するが、日常生活はほぼ自立し、一人で外出する場合該当）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通機関等を利用して外出できる 2 隣近所へなら外出できる
準寝たきり	ランクA	<p>屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出できない（食事・排泄・着替に関しては概ね自分で行き、留守番等するが、外出の際は介助が必要な場合該当）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活できる 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランクB	<p>屋内での生活に何らかの介助を要し、日中もベッドの上での生活が主体であるが、座位を保つ</p> <p>（日常生活のうち、食事・排泄・着替のいずれかにおいて、部分的に介助を必要とし、1日のうち大半をベッドの上で過ごす場合）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車いすに移乗し、食事・排泄はベッドから離れて行う 2 介助により車いすに移乗し、食事または排泄に関しても、介助を必要とする
	ランクC	<p>1日中ベッド上で過ごし、食事・排泄・着替において介助を要する（日常生活活動の食事・排泄・着替のいずれにおいても、全面的に介助を必要とし、1日中ベッドの上で過ごす）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自力で寝返りをうてる 2 自力では寝返りもうてない

※まったく障がいをもたない者については「自立」と記載すること。

※「ランクB、C」に該当する場合は、緊急入所等の必要性を検討すること。

2. 身体状況2（その他）

項目	ランク	状況
視力	1	普通（日常生活の支障がない）
	2	1 m程度以内であれば見える
	3	ほとんど見えない
	4	見えているかどうか判断できない
聴力	1	普通（日常生活に支障がない）
	2	普通の声がやっと聞き取れる
	3	かなり大きな声なら何とか聞き取れる
	4	ほとんど聞こえない
	5	聞こえているかどうか判断できない
意思伝達	1	他者に意思を伝達できる
	2	ときどき伝達できる
	3	ほとんど伝達できない
意思表示の 表現方法	1	独自の方法によらないで意思表示ができる
	2	ときどき独自の方法でないと意思表示できない
	3	常に独自の方法でないと意思表示ができない
	4	意思表示ができない

※視野に欠損、狭窄がある場合は、欠損・狭窄の別と程度を特記事項に追加すること。

3. 精神状況

ランク	判断基準	みられる症状・行動の例
I	何らかの認知症、精神神経疾患を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している	
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる	
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態がみられる	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介助を必要とする	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる	着替え、食事、排泄が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる。物を拾い集める。徘徊。失禁。大声・奇声をあげる。 火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる	ランクIIIaに同じ
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介助を必要とする	ランクIIIaに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

※まったく認知症、精神神経疾患を有しない者については「自立」と記載すること。

※「ランクIII、IV、M」に該当する場合は、緊急入所等の必要性を検討すること。

4. 過去14日間に受けた医療

処置の内容	1	点滴の管理
	2	中心静脈栄養
	3	透析
	4	ストーマ（人工肛門）の処置
	5	酸素療法
	6	レスピレーター（人工呼吸器）
	7	気管切開の処置
	8	疼痛の看護
	9	経管栄養
特別な対応	10	モニター測定（血圧、心拍、酸素飽和度等）
	11	褥瘡の処置
失禁への対応	12	カテーテル（コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等）

各様式については、未掲載です。